

# 第25回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月21日（水曜日）  
午前9時30分（受付開始：午前9時）

場所

札幌市中央区南10条西3丁目1番1号  
札幌パークホテル3F  
パークホールA・B  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

## 開催時刻変更のお知らせ

前年とは開催時刻が異なります。  
ご来場の際は、お間違えないよう  
ご注意ください。



「ネットで招集」を開始しました



<https://s.srdb.jp/4350/>

郵送又はインターネット等による議決権行使期限  
2023年6月20日（火曜日）午後5時30分まで

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
13名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
に対する株式報酬制度導入の件

(証券コード 4350)  
2023年6月5日  
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

札幌市中央区北10条西24丁目3番地  
株式会社 メディカルシステムネットワーク  
代表取締役社長 田 尻 稻 雄

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.msnw.co.jp/ir/stock/general-meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦  
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法に  
よって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の  
上、3ページ記載のご案内に従って、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権  
を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）午前9時30分  
(前年と開催時刻が異なりますので、ご来場の際はお間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 札幌市中央区南10条西3丁目1番1号  
札幌パークホテル 3F パークホールA・B
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第25期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算  
書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第25期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）13名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

以上

今後の新型コロナウイルスの感染状況等により、本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更を決定した場合など、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.msnw.co.jp/ir/stock/general-meeting/>) にてお知らせいたします。

### 【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきますので、ご了承、ご協力をお願いいたします。

- ・株主様の座席の間隔を広くするため、ご用意できる座席数を60席程度としております。そのため、ご来場いただきましてもご入場いただけない場合がございます。
- ・ご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討ください。
- ・本年の定時株主総会にご来場いただいた株主様へのお土産の配布はございません。

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 書面交付請求をされていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第13条の定めにより、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

## 経営方針説明会のご案内

本株主総会終了後に同会場において「経営方針説明会」を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます（開催時間は20分程度）。

## 議決権行使のご案内

株主総会に

**ご出席**

の場合



### 会場受付にご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会に

**ご欠席**

の場合



### 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



### インターネット

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使専用サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。



### スマートフォン

議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2023年6月20日(火曜日) 午後5時30分まで**

#### 【議決権電子行使プラットフォームについて】

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームより議決権を行使いただくことが可能です。



## スマート行使のメリット

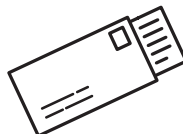
いつでも  
どこでも

1

場所を選ばずに  
行使が可能！



PC起動やサイト検索に  
かかる時間が**不要**



ポストへの  
投函が**不要**

QRコードを  
読み取るだけ

2

手間が  
かかりません！



議決権行使コードや  
パスワード入力が**不要**



議決権行使書への  
記入が**不要**

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

### 1. ウェブサイトから議決権を行使する方法について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙裏面に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要がございます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

### 2. QRコードを読み取り、「スマート行使」で議決権を行使する方法について

- (1) 議決権行使書用紙右片に記載のQRコード※をスマートフォンで読み取りいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。
- (2) 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に賛否を修正される場合は、上記1.の方法により再度ご行使ください。

なお、QRコードを再度読み取っていただくと「議決権行使ウェブサイト」へ遷移いたします。

### 3. ご注意

- (1) 行使期限までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後に行われた行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (4) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によっては利用いただけない場合がございます。

### 4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

**(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法  
等に関する専用お問い合わせ先**

**みずほ信託銀行 証券代行部**

**電話 ☎ 0120-768-524**（年未年始を除く9：00～21：00）

**(2) 上記以外の株式事務に関する  
お問い合わせ先**

**みずほ信託銀行 証券代行部**

**電話 ☎ 0120-288-324**（平日9：00～17：00）



Provided by TAKARA Printing

招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!

# 「ネットて招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットて招集」を採用しています。ぜひ、ご活用ください。

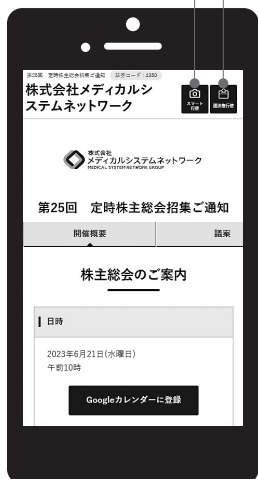


アクセスはこちら ▶ <https://s.srdb.jp/4350/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットて招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

## Point 1 「スマート行使」に簡単アクセス!

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。



Googleカレンダーに登録

地図・交通案内

## Point 2 議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

「スマート行使」ボタンをタッチ後「OK」を選択してカメラが起動します。



議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタップ。



「OK」を選択後、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスいただけます。



## Point 3 簡単スケジュール登録

開催日時は Google カレンダーと連携しています。Google カレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

## Point 4 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図は Google マップと連動しています。

以上

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、行動制限の緩和等により、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられました。一方、急激なエネルギーコスト・原材料価格の高騰や円安の進行による物価上昇の動き等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関わる医薬品業界におきましては、2022年4月の調剤報酬改定における地域支援体制加算の見直しや、薬価の中間年改定等の医療費抑制策の継続的な推進により、依然として厳しい業界環境が続いております。

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度における業績は、地域薬局部門において2022年4月に実施された薬価・調剤報酬改定の影響により処方箋単価は下落したものの、新規出店やM&Aにより取得した店舗の業績が寄与したことや、医薬品ネットワーク部門において当社が進める流通改善に医薬品卸からも賛同が得られ、新規加盟は過去最高の件数を獲得したこと等により、売上高は109,551百万円（前年同期比2.7%増）となりました。利益面につきましては、地域薬局部門において薬価・調剤報酬改定が実施されたことや対人業務強化に伴う労務費の増加等により営業利益3,163百万円（同17.9%減）、経常利益3,355百万円（同22.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,610百万円（同32.7%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおります。



#### ア. 地域薬局ネットワーク事業

本事業に関しましては、医薬品サプライチェーン全体に対する価値の提供を推進することを旨とし、地域薬局の運営、医薬品ネットワークによる薬局等の経営支援、医薬品の製造販売及びLINEを活用したかかりつけ薬局化支援を行っております。

地域薬局部門におきましては、薬価・調剤報酬改定の影響により処方箋単価は下落したものの、新規出店やM&Aにより取得した店舗の業績が寄与したこと等により、処方箋応需枚数は増加いたしました。また、当連結会計年度において、モール型店舗6店舗を含む、地域薬局8店舗を新規出店するとともに、株式取得により1社（1店舗）、事業譲受により1店舗を取得いたしました。2023年3月31日現在の店舗数は、地域薬局428店舗、ケアプランセンター1店舗、コスメ・ドラッグストア9店舗となりました。

医薬品ネットワーク部門におきましては、当社が進める流通改善に医薬品卸からも賛同が得られ、新規加盟は過去最高の件数を獲得いたしました。2023年3月31日現在の医薬品ネットワーク加盟件数は、当社グループ428件、一般加盟店8,484件の合計8,912件（前連結会計年度末比1,511件増）となりました。

医薬品製造販売部門におきましては、2023年3月31日現在、45成分93品目を販売しております。取引店舗数は、当社グループ薬局のほか、一般加盟店2,161店舗（前連結会計年度末比463店増）、その他取引先1,148店舗となりました。

デジタルシフト部門におきましては、2023年3月31日現在の導入店舗数は、3,391店舗（前連結会計年度末比2,480店増）、受注店舗数は3,787店舗（同2,144店増）となりました。

以上の結果、売上高は104,399百万円（前年同期比2.9%増）、営業利益5,887百万円（同3.8%減）となりました。

#### イ. 賃貸・設備関連事業

本事業に関しましては、不動産賃貸収入及び管理物件における管理収入が概ね堅調に推移したこと等により、売上高は3,494百万円（前年同期比5.1%増）となりました。利益面につきましては、営業強化のための増員等により労務費が増加したこと、また、エネルギーコストの上昇による水道光熱費の増加等により、営業損失92百万円（前年同期は営業利益39百万円）となりました。

なお、サービス付き高齢者向け住宅の2023年3月31日現在の入居状況につきましては、「ウイステリア千里中央」は全82戸中59戸（入居率72.0%）、「ウイステリア南1条」は全116戸中79戸（入居率68.1%）、全5棟の入居率は80.4%となりました。引き続き、積極的な営業活動を行ってまいります。

#### ウ. 給食事業

本事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響による給食提供数の減少

や、仕入価格上昇に伴う売上総利益率の低下等により、売上高は2,289百万円（前年同期比1.4%減）、営業損失65百万円（前年同期は営業利益1百万円）となりました。

エ. その他事業

本事業に関しましては、訪問看護事業を行っており、売上高は304百万円（前年同期比0.2%減）、営業損失22百万円（前年同期は営業損失12百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は4,935百万円（無形固定資産を含む）であり、セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

なお、セグメントに配分していない本社の設備投資額は247百万円であります。

ア. 地域薬局ネットワーク事業

当連結会計年度の設備投資等は、地域薬局建設及び工具器具備品購入を主として、総額4,561百万円となりました。

イ. 賃貸・設備関連事業

当連結会計年度の設備投資等は、賃貸用建物の改修を主として、総額114百万円となりました。

ウ. 給食事業

当連結会計年度の設備投資等は、ソフトウェア購入等を主として、総額8百万円となりました。

エ. その他事業

当連結会計年度の設備投資等は、ソフトウェア購入等を主として、総額2百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、M&Aや設備資金等として3,200百万円の借入金を金融機関から調達しております。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第22期 (2020年3月期)	第23期 (2021年3月期)	第24期 (2022年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高	105,241	104,257	106,685	109,551
経 常 利 益	1,560	3,479	4,313	3,355
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	△895	2,198	2,394	1,610
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△29.48円	72.51円	79.35円	53.38円
総 資 産 (純 資 産)	66,464 (9,418)	64,448 (11,187)	62,941 (13,286)	66,223 (14,488)

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第23期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づいて算定しております。
3. 純資産には、役員株式給付信託(BBT)及び従業員株式給付信託(J-E SOP)の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式が自己株式として計上されております。一方、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、上記の役員株式給付信託(BBT)の当社株式を自己株式に含めて算出しており、従業員株式給付信託(J-E SOP)の当社株式を自己株式とみなしておりません。なお、2020年3月をもって従業員株式給付信託(J-E SOP)の制度を終了しております。

### (3) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)北海道医薬総合研究所	22	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花北海道	50	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花東北	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花東日本	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花中部	33	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花西日本	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)トータル・メディカルサービス	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業 給食事業
(株)さくらフーズ	95	100.0 (100.0)	給食事業
(株)永富調剤薬局	30	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)フェルゼンファーマ	56	80.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)パルテクノ	50	100.0	賃貸・設備関連事業
(株)ファーマシフト	50	51.0	地域薬局ネットワーク事業

- (注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 「当社の議決権比率」欄の(内書)は、間接所有であります。

当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含む13社であります。

- #### ② 特定完全子会社の状況
- 該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

足元の経営環境と「第6次中期経営計画」に基づき、当社は以下の課題に取り組んでまいります。

地域薬局ネットワーク事業セグメントの地域薬局部門においては、かかりつけ機能や在宅医療の強化による地域支援体制加算の取得、薬剤師の対人業務の更なる強化、質の高い薬物治療の提供、オンライン(LINE、処方箋送信) ツール等を活用した処方箋獲得を図ってまいります。医薬品ネットワーク部門においては、加盟店12,000件に向けた営業体制の強化、流通改善への取組、加盟店向けのサービス拡充に努め、2024年3月期末に加盟店件数10,400件(純増数1,488件)を目指します。医薬品製造販売部門においては、安定供給を確保する体制の強化と顧客拡大に努め、2024年3月期末に取引店舗数5,000店舗を目指します。デジタルシフト部門においては、LINE公式アカウント「つながる薬局」の導入店舗拡大、新サービスの拡充に努め、2024年3月期末に導入店舗数5,300店舗、友だち登録100万人を目指します。

賃貸・設備関連事業においてはサービス付き高齢者向け住宅の全棟入居率90%達成、給食事業・訪問看護事業においては収支の安定化を目指します。

また、財務面については全社的コストコントロール徹底による利益確保を通じた自己資本比率向上に努め、財務体質の強化を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、2023年3月31日現在、株式会社メディカルシステムネットワーク（当社）、連結子会社13社より構成され、地域薬局ネットワーク事業、賃貸・設備関連事業、給食事業及びその他事業を営んでおります。当該業務に関わる位置付けの概要は次のとおりであります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

### (1) 地域薬局ネットワーク事業

#### ① 地域薬局部門

当社が、本部門の中核をなす地域薬局の経営管理を行っており、当社連結子会社8社において地域薬局を経営しております。また、当社連結子会社である株式会社北海道医薬総合研究所において、薬剤師をはじめとした医療機関従事者向けの専門書の出版業務及び医薬品関連データの解析業務を行っております。

#### ② 医薬品ネットワーク部門

当社が、薬局、病・医院と医薬品卸売会社間の医薬品売買を仲介することにより、医薬品流通過程の効率化と薬局への総合的な経営支援サービスを行うビジネスモデルであります。本部門の具体的な内容は以下の3つの業務によって構成されております。

#### ア. 医薬品ネットワーク業務

この業務は、本業務の中核を担うものであります。医薬品卸会社との適正な価格形成（単品単価交渉）、決済の代行、在庫管理システムの提案、不用品消化サービスの提供などにより、薬局、病・医院の業務効率化及び経営の安定化を図るサービス提供業務を行っております。

#### イ. 医薬品システム関連業務

この業務は、薬局向けレセプトコンピュータシステム及びシステム周辺機器の開発・販売・保守に関する業務を行うものであります。また、薬局等に対し調剤機器や什器、備品の販売業務を行っております。

#### ウ. 債権流動化サポート業務

この業務は、医薬品ネットワークの加盟契約先に資金調達手段を提供するものであります。加盟契約先である薬局、病・医院等が、健康保険加入者である患者に対して診察・処方することによって、社会保険診療報酬支払基金あるいは国民健康保険団体連合会から支

払われる保険金（いわゆる調剤・診療・介護報酬債権）を、当社を介して流動化することによって、資金調達を支援いたします。

③ 医薬品製造販売部門

当社連結子会社である株式会社フェルゼンファーマが、後発医薬品の製造販売業務を行っております。

④ デジタルシフト部門

当社連結子会社である株式会社ファーマシフトが、薬局のデジタルシフトを起点とした新たな医薬プラットフォームの構築を目指して、かかりつけ薬局化支援業務を行っております。

(2) 賃貸・設備関連事業

本事業は、当社が、主として薬局の立地開発や建物の賃貸業務を行っております。また、医師開業コンサルティングを行うとともに、異なる診療科目が同一フロア内に集積するメディカルモールや、一つのビルに複数の診療所を設けたメディカルビルのコンサルティング等を行っております。その他、サービス付き高齢者向け住宅の運営を行っております。また、当社連結子会社である株式会社パルテクノにおいて、医療施設等の設計施工監理、保険業務等を行っております。

(3) 給食事業

本事業は、当社連結子会社である株式会社トータル・メディカルサービス及び株式会社さくらフーズにおいて病院・福祉施設内での給食事業受託業務を行っております。

(4) その他事業

本事業は、当社において看護師等が高齢者や疾患を持つ方の生活の場へ訪問し、看護ケアの提供や療養上の相談に乗るなど、在宅療養生活を支援する訪問看護業務を行っております。

(6) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

名 称	所 在 地
当社	本社：北海道札幌市中央区
(株)北海道医薬総合研究所	本社：北海道札幌市中央区
(株)なの花北海道	本社：北海道札幌市中央区
(株)なの花東北	本社：青森県八戸市
(株)なの花東日本	本社：東京都港区
(株)なの花中部	本社：愛知県名古屋市中区
(株)なの花西日本	本社：大阪府豊中市
(株)トータル・メディカルサービス	本社：福岡県糟屋郡新宮町
(株)さくらフーズ	本社：福岡県糟屋郡新宮町
(株)永富調剤薬局	本社：大分県大分市
(株)フェルゼンファーマ	本社：北海道札幌市中央区
(株)パルテクノ	本社：北海道札幌市中央区
(株)ファーマシフト	本社：東京都港区



## (7) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減数(名)
地域薬局ネットワーク事業	3,145 ( 512)	+114 ( +15)
賃貸・設備関連事業	134 ( 14)	+4 ( △2)
給食事業	168 ( 250)	△17 ( △7)
その他事業	38 ( 12)	+1 ( △1)
全社	134 ( 10)	+3 ( +1)
合計	3,619 ( 798)	+105 ( +7)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員 (1日8時間換算、小数点以下を四捨五入) を外数で記載しております。  
2. 全社として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減数(名)	平均年齢	平均勤続年数
354 ( 42)	+17 ( +1)	42.1歳	7.7年

- (注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員 (1日8時間換算、小数点以下を四捨五入) を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借入先	借入額
(株) りそな銀行	9,894
(株) みずほ銀行	2,451
(株) 福岡銀行	2,431
(株) 北陸銀行	2,064

## 2. 会社の現況

### (1) 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 72,000,000株                 |
| ② 発行済株式の総数 | 30,579,545株（自己株式63,055株を除く） |
| ③ 株主数      | 8,545名                      |
| ④ 大株主      |                             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合 同 会 社 エ ス ア ン ド エ ス	2,769,100株	9.05%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,699,600株	8.82%
沖 中 恭 幸	2,506,000株	8.19%
秋 野 治 郎	2,220,700株	7.26%
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	2,059,700株	6.73%
E P S ホールディングス(株)	950,000株	3.10%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	880,400株	2.87%
メディカルシステムネットワーク従業員持株会	787,600株	2.57%
田 尻 稻 雄	757,500株	2.47%
中 村 剛	481,800株	1.57%

- (注) 1. 「持株比率」は自己株式（63,055株）を控除し、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。  
 2. 2023年2月28日付で、公共の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、サマラン ユーシッツ (SAMARANG UCITS)が2023年2月20日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、2023年3月31日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
サマラン ユーシッツ	11a Avenue Monterey L-2163 Luxembourg	2,106,100	6.87

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田尻 稲雄	代表取締役社長 (経営全般、賃貸・設備関連事業管掌)	(株)フェルゼンファーマ代表取締役会長 (福)ノマド福祉会理事長
秋野 治郎	代表取締役副社長 (経営全般)	
田中 義寛	代表取締役副社長 (経営全般、地域薬局ネットワーク事業管掌 兼 経営戦略本部管掌)	
坂下 誠	取締役専務執行役員 (管理本部長 兼 医療福祉サポート本部長)	
角 和彦	取締役常務執行役員 (リスク統括室・プロジェクト推進室所管)	
青山 明	取締役常務執行役員 (システム本部長)	
平島 英治	取締役常務執行役員 (経理財務本部長)	
多湖 健太郎	取締役執行役員 (給食事業管掌 兼 経営戦略本部長)	(株)ファーマシフト代表取締役社長
中村 秀一	取締役	(一社)医療介護福祉政策研究フォーラム理事長 国際医療福祉大学大学院教授 フランスベッドホールディングス(株)社外取 締役(監査等委員)
小池 明夫	取締役	
一色 浩三	取締役	(株)レゾナック・ホールディングス社外取締役
井部 俊子	取締役	(株)井部看護管理研究所代表取締役 (株)日本看護協会出版会代表取締役社長 (一社)医療介護福祉政策研究フォーラム理事 聖路加国際大学名誉教授
畑下 正行	常勤監査役	
渡邊 光春	常勤監査役	
佐藤 敏	常勤監査役	
米屋 佳史	監査役	米屋・林法律事務所所長

- (注) 1. 取締役小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役渡邊光春氏、佐藤敏氏及び米屋佳史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役畑下正行氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役渡邊光春氏は、企業経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏、並びに監査役渡邊光春氏、佐藤敏氏及び米屋佳史氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役中村秀一氏、小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏、並びに監査役渡邊光春氏、佐藤敏氏及び米屋佳史氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役は金500万円、監査役は金100万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要

当社は、各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の補償契約を締結しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該補償契約の履行に関する該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別報酬の決定に関する方針を定めております。

取締役の役員報酬につきましては、一定割合を業績に連動した報酬体系とし経営責任を明確にすること、株式報酬を導入することにより株主の皆様と株式価値を共有すること、優秀な人材を引きつけることができる報酬制度であることを基本方針としております。

取締役の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬等により構成されておりますが、固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、取締役会で定めた役員報酬の決定方針においてあらかじめ定められております。

取締役の固定報酬は、各取締役の職務・責任範囲に応じて代表取締役社長が基準額を決定しております。なお、非業務執行取締役及び社外取締役の役員報酬は固定報酬のみで構成され、業績連動報酬と株式報酬は支給していません。

取締役の役員報酬の支給時期については、取締役会で定めた役員報酬の決定方針においてあらかじめ定められており、固定報酬は毎月、業績連動報酬は原則として毎年7月に、それぞれ支給しております。また、株式報酬については役員株式給付規程の定めに基づき、退任後に支給しております。

当事業年度に係る取締役の報酬は、2021年6月24日に開催された取締役会において定めた役員報酬の決定方針に基づき、取締役会の一任を得た代表取締役社長が報酬案を作成し、社外取締役の意見を踏まえた上で決定しております。

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が報酬案を作成したのち、社外取締役の意見を踏まえた上で決定しているため、取締役会は、決定される報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、監査役の協議で決定しております。

ウ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬等に関する総会決議につきましては、取締役の報酬限度額について2016年6月24日開催の第18回定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役分は年額5千万円以内）、また監査役の報酬限度額について2011年12月16日開催の第13回定時株主総会において年額1億円以内とすることを、それぞれ決議いただいております。なお、当該決議に係る役員の員数は、取締役については18名（うち社外取締役2名）、監査役については4名（うち社外監査役2名）であります。

また、当社は取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）について、株式報酬制度として「役員株式給付信託」を導入しておりますが、本制度についての株主総会の決議については「カ. 非金銭報酬等の内容」に記載したとおりです。

なお、役員退職慰労金制度については、2015年6月19日開催の第17回定時株主総会において、廃止することを決議いただいております。また、取締役及び監査役に対する退職慰労金を打ち切り支給することと、その支給の時期は取締役又は監査役を退任する時とすることを、あわせて決議いただいております。

#### エ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の役員報酬につきましては、個別の金額の決定について代表取締役社長田尻稲雄（経営全般、賃貸・設備関連事業管掌）に一任することを、取締役会で定めております。

取締役の個人別の報酬の金額の決定について、取締役会が代表取締役社長田尻稲雄に一任することとした理由は、経営全般を管掌する立場から、各取締役の職務執行状況を公平な視点で評価し、個別の報酬を算定するのに適任であると取締役会が判断したためであります。

#### オ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、役員賞与と特別賞与により構成されております。

役員賞与の決定に係る指標は、連結経常利益の事業計画及び実績であります。当該指標を選択した理由は、経常利益が、会社の定常的な営業活動や財務活動を行った結果として得られる利益であることから、成績の指標として最適であると判断したためであります。

当事業年度の役員賞与の決定にあたっては、当事業年度の連結経常利益を指標として用いておりますが、その実績は「1. (2)財産及び損益の状況」に記載したとおりです。

特別賞与は、取締役会が定めた上限の範囲内で、代表取締役社長が顕著な成果を挙げた取締役に対し、個別に金額を決定し支給するものであります。

当事業年度の特別賞与の支給はありません。

#### カ. 非金銭報酬等の内容

当社は取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）について、株式報酬制度として「役員株式給付信託」を導入しております。本制度は、当社が制度遂行に必要で合理的な金銭を原資として信託に拠出し、信託がこれにより当社株式を取得し、原則として役員が退職する際に、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って当社株式を給付するものであります。これにより、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度については、2015年6月19日開催の第17回定時株主総会において制度導入することを決議いただいております。また、2016年3月末日に終了する事業年度から4事

業年度ごとに信託に拠出できる資金の額の上限を280百万円とすることと、当初の4事業年度において信託が取得する当社株式を28万株とすることを、あわせて決議いただいております。なお、当該決議に係る役員の数、取締役12名（うち社外取締役0名）であります。

キ. 当該事業年度に係る会社役員・社外役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	358 (44)	324 (44)	2 (-)	32 (-)	- (-)	12 (3)
監査役 (うち社外監査役)	54 (34)	54 (34)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。  
 2. 非金銭報酬の内容は、役員株式給付規程に基づき当事業年度において株式報酬として計上した役員株式給付引当金繰入額であり、その金額は帳簿価額に株数を乗じた金額であります。



#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者等の兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当社との関係
取締役	井部 俊子	(株)井部看護管理研究所代表取締役、 (株)日本看護協会出版会代表取締役社長 を兼務しております。	当社との取引関係はありません。
監査役	米屋 佳史	米屋・林法律事務所所長を兼務しており ます。	当社との取引関係はありません。

##### ② 他の法人等の社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 状 況	当社との関係
取締役	一色 浩三	(株)レゾナック・ホールディングス社外 取締役を兼務しております。	当社との取引関係はありません。

##### ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

##### ④ 当事業年度における主な活動状況

###### ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率 (%)	出席回数	出席率 (%)
取締役 小池明夫	18回のうち18回	100.0	—	—
取締役 一色浩三	18回のうち18回	100.0	—	—
取締役 井部俊子	18回のうち18回	100.0	—	—
監査役 渡邊光春	18回のうち18回	100.0	14回のうち14回	100.0
監査役 佐藤 敏	13回のうち13回	100.0	10回のうち10回	100.0
監査役 米屋佳史	18回のうち18回	100.0	14回のうち14回	100.0

(注) 社外監査役佐藤敏氏は、2022年6月22日開催の第24回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会・監査役会の回数が、他の社外取締役・監査役と異なります。

イ. 取締役会等における発言状況

- ・取締役小池明夫氏は、経営者としての知識や豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役一色浩三氏は、金融に関する豊富な知識、また、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役井部俊子氏は、医療、介護、福祉の分野における豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役渡邊光春氏は、行政分野における豊富な経験から、適宜質問を行い、主に地域薬局事業に関して適切な意見表明を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- ・監査役佐藤敏氏は、行政分野及び監査の豊富な経験から、適宜質問を行い、主に地域薬局事業に関して適切な意見表明を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- ・監査役米屋住史氏は、主に企業法務に精通した弁護士としての専門的見地から助言・提言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

- ・当社において、社外取締役が果たすことが期待される役割は、業務執行する取締役からは独立した立場で、当社の経営に対する適切な助言や監督を行うことであります。
- ・取締役会等における社外取締役の発言状況は、上記イのとおりであります。それぞれの経験や知識を生かして、取締役会の意思決定の妥当性・透明性を確保するための助言・提言を行っております。

- ⑤ 当社子会社から受けている報酬等の額  
該当事項はありません。

## (5) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
報酬等の額	42百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手と報告を受け、前事業年度の監査計画と実績、職務遂行状況、監査報酬の推移等を検証し、当事業年度の会計監査人の監査計画及び報酬等の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ④ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人の解任の決定を行います。

また、監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び監査の適正性並びに職務の遂行状況、監査の品質管理等について、監査役会が定めた評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の再任又は不再任の決定を行います。

## (6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. メディカルシステムネットワークグループ一体となり、法令、定款及び企業倫理を遵守するため、「メディカルシステムネットワークグループ企業行動憲章」他必要な規範、規則をグループ共通規程として、グループ各社に整備する。
  - イ. 「コンプライアンス基本規程」により、コンプライアンス担当役員を任命し、その直下に、コンプライアンス担当部署を設け、グループ全体のコンプライアンス体制を整備する。
  - ウ. 当社の役員は、この実践のため企業理念、企業行動憲章に従い、メディカルシステムネットワークグループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範する。
  - エ. 内部監査室は、メディカルシステムネットワークグループにおける内部監査を実施し、メディカルシステムネットワークグループの業務運営の適正性を評価する。業務監査の年次計画、実施状況及びその結果は、代表取締役社長に報告する。
  - オ. メディカルシステムネットワークグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、グループ全使用人が直接通報を行う手段として、「内部通報規程」に基づき、通報窓口として社外の弁護士を含むコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益な取扱いをしないこととする。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ア. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存しかつ管理する。
  - イ. 取締役は、保存された文書を必要なときに閲覧できる体制を維持する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 「リスク管理基本規程」により、メディカルシステムネットワークグループのリスク管理を統括する部署を定め、メディカルシステムネットワークグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部監査室は、グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - イ. 事業上の重大な経営危機が発生した場合は、「メディカルシステムネットワークグループ危機対応規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速な対応を行う。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社及びグループ各社の規程により、当社及びグループ各社の取締役の職務及び意思決定に関するルールを定め、「関係会社管理規程」に定めるグループ各社の重要案件については、当社で事前協議を行った後、グループ各社の取締役会において審議する。
  - イ. 中期経営計画、年次事業計画に基づいて、計画達成のために職務を遂行し、取締役会及び重要会議において、その進捗管理を行う。
- ⑤ 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ア. 当社は、グループ各社から、「関係会社管理規程」に定める事項の報告を受ける他、特に重要な事項については、当社で事前協議を行う。また、定期的開催される重要会議により、業績、財務状況その他の重要な情報について報告を受ける。
  - イ. コンプライアンス違反他、重大なリスク要因が発生した場合は、速やかに、当社に報告する体制を整備する。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が円滑に行われるよう、監査役付を置く等の措置を実施する。
  - イ. 監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事評価、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役に事前に報告を行い、了承を得る。
  - ウ. 監査役付への指揮命令権は、監査役に帰属する。監査役付が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役補助業務を優先する。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人及び監査役が当社の監査役に報告するための体制
- ア. 取締役、執行役員、使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員、使用人及び監査役は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、内部通報の状況及び重大な法令・定款違反、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について、直接又はこれらの者から報告を受けた者を通じて、監査役に報告を行うものとする。
  - イ. 監査役から、業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及びグループ各社は、前号の内容の報告を行った取締役、執行役員、使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員、使用人、監査役に対して、報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを行わないものとする。
- ⑨ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
年間の監査計画に係る費用は、監査役からの要請により予算を措置する。その他、追加で発生した監査役の職務の執行に必要な費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。
- ⑩ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、取締役会に出席するほか、重要会議に必要な応じて出席し、報告を受け、意見を述べるができるものとする。
- イ. 監査役は、重要な会議の議事録、稟議書等をいつでも閲覧することができるものとする。
- ウ. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と面談し、監査に必要な情報交換を行う。
- エ. 監査役会は、独自に意見形成するため、必要な応じて外部弁護士と顧問契約を締結することができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

#### (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、上記の内部統制システムの整備を行い、定期的に経営上のリスクについて評価、検討しており、必要に応じて、社内規程の改定及びコンプライアンス研修等のリスクを回避、軽減させる措置を講じております。また、内部通報規程に基づき、「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、グループ全役職員が違反行為や疑義のある行為等を報告する体制を整備しているほか、大規模災害などを想定したBCP（業務継続計画）を策定し、非常食等の備蓄及び安否確認訓練を実施しており、緊急事態に直面した場合の被害の回避、軽減等を図るなど、より適切な内部統制システムの運用に努めております。さらに当社及びグループ会社の経営効率の向上を図るため、グループ会社毎の所管本部を定めるとともに、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社管理を行っております。

監査役は、監査役会において定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、当社取締役及び使用人等との対話を行い、内部監査室や会計監査人と連携する等により、取締役の職務執行及び内部統制システムの状況を監査しておりま

す。

内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、日々の業務が法令、社内規程等に違反していないかを監査しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,265	流動負債	21,349
現金及び預金	8,141	買掛金	9,937
売掛金	3,437	短期借入金	1,016
債権売却未収入金	1,039	1年内返済予定の長期借入金	5,152
調剤報酬等購入債権	463	リース債務	209
商 品	5,160	未払法人税等	600
原 材	17	賞与引当金	1,569
仕 掛	2	役員賞与引当金	2
貯 蔵	74	そ の 他	2,861
そ の 他	1,939	固定負債	30,385
貸倒引当金	△11	長期借入金	20,226
固定資産	45,958	リース債務	3,913
有形固定資産	27,060	役員退職慰労引当金	637
建物及び構築物	13,164	役員株式給付引当金	243
車両運搬具	3	退職給付に係る負債	4,157
工具、器具及び備品	1,488	そ の 他	1,208
土 地	8,916	負債合計	51,735
リース資産	3,323	(純資産の部)	
建設仮勘定	165	株主資本	14,590
無形固定資産	11,807	資 本 金	2,128
の れ ん	11,183	資 本 剰 余 金	1,182
ソフトウエア	548	利 益 剰 余 金	11,606
そ の 他	74	自 己 株 式	△326
投資その他の資産	7,090	その他の包括利益累計額	△139
投資有価証券	159	その他有価証券評価差額金	△2
差入保証金	3,222	繰延ヘッジ損益	2
繰延税金資産	2,926	退職給付に係る調整累計額	△139
そ の 他	802	非支配株主持分	37
貸倒引当金	△19	純資産合計	14,488
資産合計	66,223	負債及び純資産合計	66,223



# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		109,551
売上原価		63,629
販売費及び一般管理費		45,921
営業外収益		42,758
受取利息及び配当金	5	3,163
受取業務補助金	62	
設備補助金	132	
雑収入	255	
営業外費用	93	550
支払利息	277	
債権売却損	55	
経常損失	25	358
特別利益		3,355
特 定 資 産 売 却 益	7	7
特 定 資 産 売 却 損	0	
固定資産除却損	57	
減損	247	
店舗閉鎖損	14	
その他	23	343
税金等調整前当期純利益		3,019
法人税、住民税及び事業税	1,366	
法人税等調整額	23	1,389
当期純利益		1,630
非支配株主に帰属する当期純利益		19
親会社株主に帰属する当期純利益		1,610

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,128	1,182	10,393	△326	13,377
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△397		△397
親会社株主に帰属する当期純利益			1,610		1,610
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,213	-	1,213
当 期 末 残 高	2,128	1,182	11,606	△326	14,590

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△7	0	△102	△108	17	13,286
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△397
親会社株主に帰属する当期純利益						1,610
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	4	1	△37	△30	19	△11
当 期 変 動 額 合 計	4	1	△37	△30	19	1,201
当 期 末 残 高	△2	2	△139	△139	37	14,488

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,269	流動負債	12,404
現金及び預金	5,281	買掛金	26
売掛金	951	短期借入金	5,397
債権売却未収入金	399	1年内返済予定の長期借入金	5,075
調剤報酬等購入債権	463	リース債務	6
商品	0	債権購入未払金	642
貯蔵品	1	未払法人税等	66
短期貸付金	402	賞与引当金	181
前払費用	244	役員賞与引当金	2
その他	524	その他	1,006
固定資産	44,821	固定負債	22,384
有形固定資産	17,373	長期借入金	19,901
建物	9,808	リース債務	66
構築物	344	退職給付引当金	648
車両運搬具	2	役員株式給付引当金	243
工具、器具及び備品	194	資産除去債務	22
土地	6,894	その他	1,502
リース資産	68	負債合計	34,789
建設仮勘定	60	(純資産の部)	
無形固定資産	556	株主資本	18,298
ソフトウェア	523	資本	2,128
その他	33	資本剰余金	1,926
投資その他の資産	26,891	資本準備金	1,926
投資有価証券	83	利益剰余金	14,569
関係会社株式	25,847	利益準備金	0
長期貸付金	12	その他利益剰余金	14,569
繰延税金資産	375	別途積立金	370
その他	571	繰越利益剰余金	14,199
資産合計	53,091	自己株式	△326
		評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	1
		繰延ヘッジ損益	2
		純資産合計	18,301
		負債及び純資産合計	53,091

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		8,108
売上原価		1,845
売上総利益		6,263
販売費及び一般管理費		5,834
営業利益		429
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,803	
関係会社運営管理収入	231	
雑収入	97	2,132
営業外費用		
支払利息	188	
雑損失	0	188
経常利益		2,372
特別損失		
固定資産除却損	4	
減損損失	4	
関係会社株式評価損	2	
店舗閉鎖損失	2	
固定資産解体費用	3	18
税引前当期純利益		2,354
法人税、住民税及び事業税	203	
法人税等調整額	△14	189
当期純利益		2,165

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,128	1,926	1,926	0	370	12,431	12,802
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△397	△397
当 期 純 利 益						2,165	2,165
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,767	1,767
当 期 末 残 高	2,128	1,926	1,926	0	370	14,199	14,569

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△326	16,530	△2	0	△1	16,528
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△397				△397
当 期 純 利 益		2,165				2,165
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）			4	1	5	5
当期変動額合計	-	1,767	4	1	5	1,773
当 期 末 残 高	△326	18,298	1	2	3	18,301

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年 5月 10日

株式会社メディカルシステムネットワーク  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野辺 純 一  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 彰 夫

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディカルシステムネットワークの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディカルシステムネットワーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年 5月 10日

株式会社メディカルシステムネットワーク  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野辺 純 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 彰 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディカルシステムネットワークの2022年4月1日から2023年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社 メディカルシステムネットワーク監査役会

常勤監査役	渡 邊 光 春	㊟
常勤監査役	畑 下 正 行	㊟
常勤監査役	佐 藤 敏	㊟
監 査 役	米 屋 佳 史	㊟

(注) 監査役 渡邊光春、監査役 佐藤敏及び監査役 米屋佳史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質の強化、事業規模の拡大、人材育成等のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に見合った形で株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては下記のとおりとさせていただきますたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円  
総額 183,477,270円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月22日

※ 中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき12円となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役の業務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会における監督機能の強化、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行による効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第7条 (条文省略)	第5条～第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第8条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって <u>選定</u> し、これを公告する。	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会決議</u> または取締役会の決議によって <u>委任を受けた取締役が定め</u> 、これを公告する。
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会および執行役員 (取締役会の設置)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">2 増員または補欠として、選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第10条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会および執行役員 (取締役会の設置)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は15名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役社長、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役会の設置)</p> <p>第29条 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役(監査等委員であるものを除く。)に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条～第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置)</p> <p>第30条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附 則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第25回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>2. <u>第25回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p> <p>3. <u>本附則は、第25回定時株主総会后1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）13名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員（12名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名増員し13名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	たじり いな お 田尻 稲雄 (1948年5月20日生)	1974年3月 一の山形薬業(株)入社 1981年1月 メディカル山形薬品(株)入社 1989年11月 同社代表取締役就任 1991年6月 (株)秋山愛生館(現(株)スズケン) 取締役就任 1999年9月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2000年4月 社会福祉法人ノマド福祉会理事長就任(現任) 2004年12月 (株)日本レーベン代表取締役就任 2005年2月 (株)エムエムネット代表取締役就任 2013年4月 (株)エスエムオーメディス代表取締役社長就任 2013年7月 (株)H&M代表取締役副社長就任 2015年6月 同社代表取締役社長就任 2016年1月 社会福祉法人北志会理事長就任 2016年9月 (株)フェルゼンファーマ代表取締役社長就任 2017年10月 当社SCM事業本部管掌 当社開発事業本部管掌 2019年6月 当社賃貸・設備関連事業管掌(現任) 2020年6月 (株)フェルゼンファーマ代表取締役会長就任(現任)	757,500株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 経営全般における豊富な業務経験と幅広い見識に基づき、強いリーダーシップにより、当社及び当社グループ全体の事業拡大と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	あきのじろう 秋野 治郎 (1948年5月7日生)	1971年3月 一の山形薬業(株)入社 1983年1月 (有)一の秋野設立 代表取締役就任 1999年9月 当社設立 代表取締役専務就任 2004年9月 (株)ファーマホールディング代表取締役就任 2015年6月 当社代表取締役副社長就任 (現任) 2017年10月 当社薬局事業本部管掌	2,220,700株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 経営全般における豊富な業務経験と地域薬局運営に関する幅広い見識に基づき、強いリーダーシップにより、当社及び当社グループ全体の事業拡大と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
3	たなかよしひろ 田中 義寛 (1969年12月4日生)	1992年4月 (株)日本興業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入社 2006年6月 当社入社 経営企画部長就任 2006年12月 当社取締役経営企画部長就任 2008年12月 当社常務取締役経営企画部長就任 2012年10月 当社常務取締役就任 2015年6月 当社専務取締役就任 2017年6月 当社取締役専務執行役員就任 2017年10月 当社経営戦略本部管掌 (現任) 2019年6月 当社地域薬局ネットワーク事業管掌 (現任) 2021年6月 当社代表取締役副社長就任 (現任)	72,000株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 経営企画及びM&Aにおける豊富な経験と幅広い見識を有しており、地域薬局ネットワーク事業部門及び経営戦略部門の責任者として、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	さかしたまこと 坂下 誠 (1957年5月23日生)	2001年5月 (株)ファーマホールディング入社 2004年12月 当社取締役就任 2005年6月 (株)エイ・ケイ・ケイ代表取締役就任 2005年12月 当社取締役退任 2007年12月 当社入社 総務部長就任 2008年12月 当社取締役総務部長就任 2010年12月 当社常務取締役総務部長就任 2012年4月 当社常務取締役就任 2015年6月 当社専務取締役就任 2017年6月 当社取締役専務執行役員就任 (現任) 2017年10月 当社管理本部長兼医療福祉サポート本部長就任 (現任)	11,500株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 人事・総務部門及び医療福祉コンサルティング部門における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
5	すみかずひこ 角 和彦 (1963年1月23日生)	1986年4月 安田信託銀行(株) (現みずほ信託銀行(株)) 入社 2000年9月 当社取締役就任 2002年4月 当社常務取締役就任 2005年6月 当社常務取締役プロジェクト推進室長就任 2017年6月 当社取締役常務執行役員就任 (現任) 当社プロジェクト推進室長就任 2017年10月 当社リスク統括室所管 (現任) 2020年5月 当社プロジェクト推進室所管 (現任)	356,900株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 開発営業部門における豊富な経験と見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	あお やま あきら 青山 明 (1957年2月23日生)	1980年4月 (株)諏訪精工舎(現セイコーエプソン(株))入社 1992年1月 エプソンメディカル(株)(現(株)イーエムシステムズ) 取締役就任 1994年10月 同社常務取締役就任 2002年6月 同社代表取締役専務就任 2012年11月 同社取締役副社長就任 2013年6月 当社常務取締役就任 2017年6月 当社取締役常務執行役員就任(現任) 2017年10月 当社システム本部長就任(現任) 2019年4月 当社薬局システム本部長就任 2020年6月 当社フィールドサービス本部長就任	100,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  情報システム部門における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
7	ひら しま えい じ 平島 英治 (1961年12月2日生)	1987年4月 安田信託銀行(株)(現みずほ信託銀行(株))入社 1999年9月 当社取締役就任 2001年6月 当社取締役管理部長就任 2007年12月 当社取締役財務部長就任 2017年6月 当社取締役執行役員財務部長就任 2021年6月 当社取締役常務執行役員経理財務本部長就任(現任)	337,100株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  経理財務部門における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	たご けん たろう 多湖 健太郎 (1974年5月29日生)	1997年4月 (株)日本興業銀行 (現株みずほ銀行) 入社 2002年4月 みずほ証券(株)入社 2015年9月 当社入社 2016年1月 当社経営企画部長就任 2016年6月 当社取締役経営企画部長就任 2017年6月 当社執行役員経営企画部長就任 2017年10月 当社経営戦略本部長就任 (現任) 2019年6月 当社取締役執行役員就任 (現任) 当社給食事業管掌 (現任) 2020年10月 (株)ファーマシフト代表取締役社長就任 (現任)	24,300株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 経営戦略部門における豊富な経験と幅広い見識を有しているほか、(株)ファーマシフトの代表取締役社長としてデジタルシフト事業の推進を行っており、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
9	しみず けん じ ※ 清水 健司 (1961年10月29日生)	1984年4月 (株)三星堂 (現株)メディセオ) 入社 2020年4月 当社入社 S C M事業本部付担当部長就任 2020年12月 当社執行役員 S C M事業本部長就任 (現任)	0株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 医薬品卸業界での豊富な経験を有しており、また医薬品ネットワーク部門において実績を挙げていることから、取締役として重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	なかむら しゅういち 中村 秀一 (1948年8月22日生)	1973年 4月 厚生省入省 2002年 8月 厚生労働省老健局長就任 2005年 8月 厚生労働省社会・援護局長就任 2008年 9月 社会保険診療報酬支払基金理事長就任 2010年10月 内閣官房社会保障改革担当室長就任 2012年 1月 (一社)医療介護福祉政策研究フォーラム理事長就任 (現任) 2012年 4月 国際医療福祉大学大学院教授就任 (現任) 2014年 6月 フランスベッドホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)就任 (現任) 2019年 6月 当社取締役就任 (現任)	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  長年にわたる厚生労働行政の経験を有していることから、医療・介護・福祉の分野における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
11	こいけ あきお 小池 明夫 (1946年7月28日生)	1969年 7月 日本国有鉄道入社 1987年 4月 北海道旅客鉄道(株)入社 総合企画本部経営管理室長就任 1994年 6月 当社取締役総合企画本部副本部長就任 2000年 6月 当社代表取締役専務開発事業本部長就任 2003年 6月 当社代表取締役社長就任 2007年 6月 当社代表取締役会長就任 2011年11月 当社代表取締役社長就任 2013年 6月 当社代表取締役会長就任 2015年 6月 当社取締役就任 (現任)	22,800株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>  経営者としての知識や豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。  <b>【社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】</b>  小池明夫氏が社外取締役に選任された場合には、業務執行する取締役からは独立した立場で、当社の経営に対する適切な助言や監督をしていただくことを期待しております。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
12	いっ しゃ こう ぞう 一 色 浩 三 (1946年1月28日生)	1969年 7月 日本開発銀行（現(株)日本政策投資銀行）入行 2001年 6月 日本政策投資銀行（現(株)日本政策投資銀行）理事就任 2005年 5月 (株)テクノロジー・アライアンス・インベストメント取締役会長就任 2007年 7月 富国生命保険(相)社外取締役就任 2009年 6月 いすゞ自動車(株)常勤監査役就任 2013年 7月 (株)ニュー・オータニ顧問就任 2015年 6月 当社取締役就任（現任） 2019年 6月 昭和電工(株)（現(株)レゾナック・ホールディングス） 社外取締役就任（現任）	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 金融に関する豊富な知識、また企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】</b> 一色浩三氏が社外取締役に選任された場合には、業務執行する取締役からは独立した立場で、当社の経営に対する適切な助言や監督をしていただくことを期待しております。</p>			
13	い べ とし こ 井 部 俊 子 (1947年1月3日生)	1969年 4月 聖路加国際病院入職 1987年 4月 日本赤十字看護大学講師就任 1993年 5月 聖路加国際病院看護部長兼副院長就任 2003年 4月 聖路加看護大学(現聖路加国際大学)教授就任 2004年 4月 同大学学長就任 2012年 4月 (一社)医療介護福祉政策研究フォーラム理事就任(現任) 2014年10月 (株)日本看護協会出版会代表取締役社長就任(現任) 2016年 4月 聖路加国際大学特任教授就任 2017年 4月 同大学名誉教授就任(現任) (株)井部看護管理研究所代表取締役就任(現任) 2019年 4月 長野保健医療大学副学長・看護学部長就任 2019年 6月 当社取締役就任（現任）	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 長年にわたる看護師の実務、管理及び教育の経験を有していることから、医療、介護、福祉の分野における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】</b> 井部俊子氏が社外取締役に選任された場合には、業務執行する取締役からは独立した立場で、当社の経営に対する適切な助言や監督をしていただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について特記すべき事項は以下のとおりであります。
- (1) 中村秀一氏、井部俊子氏は、一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラムにおいて理事長、理事をそれぞれ兼務し、当社は同法人に対し、寄付を行っております。  
なお、井部俊子氏については同法人において非常勤であり、かつ同法人からの報酬を受けておりません。
- (2) その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 小池明夫氏、一色浩三氏、井部俊子氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 小池明夫氏、一色浩三氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ8年であります。井部俊子氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。
- (3) 当社は、小池明夫氏、一色浩三氏、井部俊子氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各候補者が取締役に選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、中村秀一氏、小池明夫氏、一色浩三氏、井部俊子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、各取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の補償契約を締結しており、各取締役が再任された場合は、当社は各取締役との間の当該補償契約を継続する予定であります。また、当社は、清水健司の選任が承認された場合は、同内容の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、新たに監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p>わた なべ みつ はる ※ 渡邊 光春 (1956年1月31日生)</p>	<p>1979年 4月 札幌市役所入庁 2009年 4月 同市建設局長就任 2011年 4月 同市経済局長就任 2013年 4月 同市市長政策室長就任 2015年 5月 同市水道事業管理者就任 2016年 6月 (株)札幌都市開発公社代表取締役社長就任 2021年 6月 当社常勤監査役就任 (現任)</p>	1,800株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 長年札幌市において要職を歴任されているほか企業経営の経験を有していることから、行政分野及び企業経営における豊富な経験と幅広い見識を、地域薬局事業を始めとした当社の事業の監査や監督において反映していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【監査等委員である社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】</b> 渡邊光春氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、業務執行する取締役からは独立した立場で、当社の経営に対する適切な助言や監査・監督をしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	※ 佐藤 敏 (1960年9月7日生)	1983年 4月 北海道庁入庁 2012年 4月 同保健福祉部健康安全局長就任 2014年 4月 同環境生活部くらし安全局長就任 2016年 4月 同建設部長次長就任 2017年 4月 同保健福祉部長就任 2019年 6月 同総務部長兼北方領土対策本部長就任 2020年 4月 同監査委員就任 2022年 6月 当社常勤監査役就任 (現任)	0株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b>  長年の北海道庁における行政職のほか北海道監査委員の経験を有していることから、行政分野における豊富な経験と幅広い見識を、地域薬局事業を始めとした当社の事業の監査や監督において反映していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものがあります。</p> <p><b>【監査等委員である社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】</b>  佐藤敏氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、業務執行する取締役からは独立した立場で、当社の経営に対する適切な助言や監査・監督をしていただくことを期待しております。</p>			
3	※ 米屋 佳史 (1960年2月17日生)	1987年 4月 弁護士登録 (札幌弁護士会入会) 1987年 4月 橋本昭夫法律事務所勤務 1991年 4月 米屋佳史法律事務所 (現米屋・林法律事務所) 開設 (現任) 2000年 4月 当社監査役就任 (現任) 2000年 9月 (株)日本レーベン監査役就任 2001年12月 (株)ファーマホールディング監査役就任	0株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b>  弁護士として豊富な経験と幅広い知見を有していることから、主に法律面から監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【監査等委員である社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】</b>  米屋佳史氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、業務執行する取締役からは独立した立場で、当社の経営に対する適切な助言や監査・監督をしていただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
	※ 前田 裕次 (1958年10月18日生)	1990年 2月 公認会計士登録 2000年 7月 前田公認会計士事務所所長就任(現任) 2015年10月 ワン・ナインコンサルティング(株)取締役就任(現任) 2016年 3月 (株)ソルクシーズ取締役(監査等委員)就任 2018年 7月 太陽有限責任監査法人社員就任	0株
4	<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 公認会計士として長年の経験があり財務・会計に関する専門知識を有していること、また企業における取締役及び監査等委員の経験を有していることから、広範かつ高度な視野で監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p><b>【監査等委員である社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要】</b> 前田裕次氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、業務執行する取締役からは独立した立場で、当社の経営について幅広い見識と財務・会計の専門的経験に基づき適切な助言や監査・監督をしていただくことを期待しております。</p>		

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 渡邊光春氏、佐藤敏氏、米屋佳史氏、前田裕次氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- (2) 当社は、渡邊光春氏、佐藤敏氏、米屋佳史氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各候補者が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、前田裕次氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、同氏を独立役員として同取引所に新たに届け出る予定であります。
4. 当社は、渡邊光春氏、佐藤敏氏、米屋佳史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。渡邊光春氏、佐藤敏氏、米屋佳史氏、前田裕次氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、監査等委員の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、500万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、各監査役との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の補償契約を締結しております。渡邊光春氏、佐藤敏氏、米屋佳史氏、前田裕次氏が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社取締役の報酬額は、2016年6月24日開催の第18回定時株主総会において、年額5億円以内（うち、社外取締役分は年額5千万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、同額の年額5億円以内（うち、社外取締役分は年額5千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、複数の社外役員の意見を踏まえた上で取締役会での議論を経て決定しており、相当であるものと考えております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告「2. 会社の現況 (3)会社役員に関する事項 ⑤当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。

現在の取締役は12名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）13名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は13名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額1億円以内と定めることとし、監査等委員である各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議により定めることといたしたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責、当社の事業規模、現在の役員の員数および今後の事業環境の動向等を総合的に照らして相当であるものと考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。



## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2015年6月19日開催の第17回定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託」（以下「本制度」という）の導入についてご承認いただき（以下「原決議」という）、今日に至りますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く。以下「取締役」という）に対する本制度に係る報酬枠を改めて導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2015年6月19日開催の第17回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であります。原決議同様、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役会が決議した役員報酬の決定方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、第5号議案としてご承認をお願いしております。取締役の報酬額とは別枠として、株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は8名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は9名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

### 2. 本制度にかかる報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

#### (2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く）



### (3) 信託期間

2015年11月2日から本信託が終了するまでといたします。なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。

### (4) 信託金額

当社は、2016年3月末日で終了した事業年度から、2019年3月末日で終了した事業年度までの4事業年度（以下「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する4事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、取締役への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、当初対象期間において210百万円の金銭を、また2020年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了した事業年度までの対象期間において120百万円の金銭をそれぞれ拠出し、本信託を設定しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託として存続させることとします。

本制度が終了するまでの間、今後の各対象期間において、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除く）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資又は株式取得の原資に充当することといたしますので、残存株式等を勘案した上で追加拠出額を算出するものといたします。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

### (5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法及び上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、7万ポイントを上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て、又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数、又は換算比率について合理的な調整を行う)。

下記(7)の当社株式の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役に付与されたポイント数を合計した数に退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されます(以下このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」という)。

#### (7) 株式給付及び報酬等の額の算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

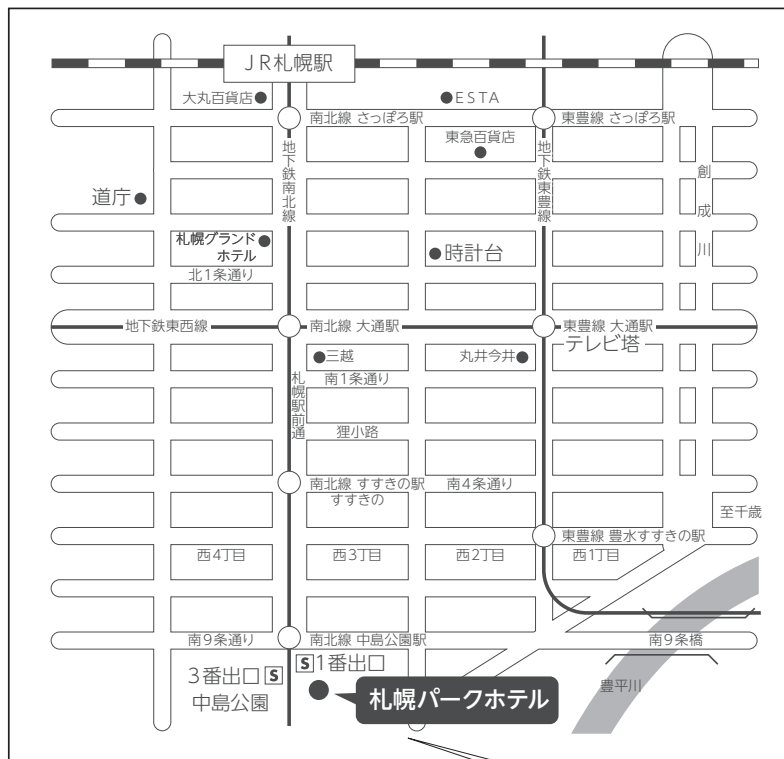
なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、役員としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、各取締役に付与されるポイントの数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行う)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南10条西3丁目1番1号  
 札幌パークホテル 3F パークホールA・B  
 TEL. 011 (511) 3131 (代)



## 【交通機関】

- 地下鉄南北線 中島公園駅下車  
3番出口より徒歩約1分
- 札幌駅からタクシー約10分



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。

